

## 議案第4号

### 湯河原町行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 の一部改正について

湯河原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に  
関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を  
別紙のとおり定める。

令和7年2月20日提出

湯河原町長 内藤喜文

#### (提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法  
律の一部改正に伴い、引用条項を整理するため、条例に改正を要するので、  
本案を提出するものです。

湯河原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

湯河原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年湯河原町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第4号中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改め、同条第5号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第6号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

【参考資料】

湯河原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 特定個人情報 法<u>第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(4) 特定個人情報ファイル 法<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報ファイルをいう。</p> <p>(5) 個人番号利用事務実施者 法<u>第2条第12項</u>に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(6) 情報提供ネットワークシステム 法<u>第2条第14項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 特定個人情報 法<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(4) 特定個人情報ファイル 法<u>第2条第10項</u>に規定する特定個人情報ファイルをいう。</p> <p>(5) 個人番号利用事務実施者 法<u>第2条第13項</u>に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(6) 情報提供ネットワークシステム 法<u>第2条第15項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p>	